

幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和32年 3 月 30 日 条例第 8 号) (議員報酬) 第 1 条 <u>議員の議員報酬は次のとおりとする。</u> <u>議長 月額 323,000円</u> <u>副議長 月額 258,000円</u> <u>常任委員会委員長 月額 231,000円</u> <u>議会運営委員会委員長 月額 231,000円</u> <u>議員 月額 212,000円</u> 2 略 第 2 条～第 4 条 略	○幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和32年 3 月 30 日 条例第 8 号) (議員報酬) 第 1 条 <u>議員の議員報酬は次のとおりとする。</u> <u>議長 月額 373,000円</u> <u>副議長 月額 308,000円</u> <u>常任委員会委員長 月額 281,000円</u> <u>議会運営委員会委員長 月額 281,000円</u> <u>議員 月額 262,000円</u> 2 略 第 2 条～第 4 条 略